

令和5年6月26日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業  
「現場技術業務」の評価について（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

**I 事業の概要等**

事 項	内 容
実施行政機関等	農林水産省／内閣府
事業概要	現場技術業務
実施期間	令和3年4月～令和6年3月 ・令和3年度から2カ年の複数年度契約期間で実施した業務 ・令和3年度から3カ年の複数年度契約期間で実施した業務
受託事業者	35社（詳細は別紙1）
契約金額 (税抜)	令和3年度から2カ年の複数年度契約：1,184百万円 令和3年度から3カ年の複数年度契約：126百万円 上記の総額：1,310百万円
入札の状況	1者応札 22件（62.9%） 複数応札 13件（37.1%）
事業の目的	業務発注担当部署ごとに発注される国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保及び事業促進に資すること
選定の経緯	「公共サービス改革基本方針」（令和元年7月9日閣議決定）に沿って、行政事業レビュー等の公表資料において競争性等に問題があると思われる契約のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれる事業について、各府省等へ市場化テストの実施を呼びかけた結果、自主選定となった

## II 評価

### 1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保に課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

### 2 検討

#### (1) 評価方法について

農林水産省及び内閣府から提出された令和3年度から複数年度契約期間で実施した業務までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

#### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容								
確保されるべき質の達成状況	<p>以下のとおり、民間競争入札導入前の令和2年度の平均業務成績評定点と比較し同等の結果であり、すべての評価対象業務は、実施要項において実績と認められる業務成績が60点以上であったことから、適切に履行されている。</p> <p>また、特段の問題も報告されていないことから、評価対象業務について各受託事業者が業務内容、仕様書等を踏まえ、適切に履行されている。</p> <p>■ 年度別平均業務成績評定点</p> <table border="1"><thead><tr><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>78.2点/143件</td><td>77.8点/31件</td><td>令和3年度契約した4件については、業務契約中</td></tr></tbody></table>			令和2年度	令和3年度	備考	78.2点/143件	77.8点/31件	令和3年度契約した4件については、業務契約中
令和2年度	令和3年度	備考							
78.2点/143件	77.8点/31件	令和3年度契約した4件については、業務契約中							
民間事業者からの改善提案	特になし								

#### (3) 入札の状況及び実施経費（税抜）

本業務は、業務毎に実施内容、業務量、実施期間等が異なるため、評価対象業務と従前の業務の経費を直接比較することは適当ではない。そのため、1者応札の割合の推移により競争性の観点、平均落札率の推移により経費削減の観点について評価を行う。

##### ① 1者応札の割合の推移

評価対象業務全体の1者応札の割合は、民間競争入札実施前の令和2年度と比較して、令和3年度、令和4年度共に減少しているが、令和5年度については、増加

している。また、令和4年度に追加されている事業促進型については、令和4年度と比較して令和5年度は減少している

#### ■年度別1者応札割合の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監督支援型	104件/143件 (72.7%)	22件/35件 (62.9%)	1件/11件 (9.1%)	10件/15件 (66.7%)
事業促進型	—	—	2件/2件 (100%)	1件/4件 (25.0%)
計	104件/143件 (72.7%)	22件/35件 (62.9%)	3件/13件 (23.1%)	10件/19件 (57.9%)

#### ② 平均落札率の推移

評価対象業務全体の1業務当たりの平均落札率は、民間競争入札実施前の令和2年度と比較して、令和3年度は増加しているが、令和4年度は減少しており、令和5年度については、令和4年度と比較して、わずかに増加している。

#### ■年度別平均落札率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監督支援型	92.9%	93.8%	90.9%	92.3%
事業促進型	—	—	88.8%	86.5%
計	92.9%	93.8%	90.6%	91.1%

#### (4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性に課題が認められたところ、入札参加要件の緩和、複数年契約の導入、入札スケジュールの見直し等を実施し、結果、事業全体の1者応札割合の改善に至っていない状況であり課題が残った。
----	---

#### (5) 評価のまとめ

本業務の実施において、評価に用いた令和4年度完了業務の平均業務成績評定点は、民間競争入札実施前とほぼ同等であり、すべての評価対象業務は、実施要項において実績と認められる業務成績が60点以上であったことから、確保されるべき対象公共サービスの質は、十分確保されているものと評価できる。

競争性確保の観点については、これまで、入札参加要件の緩和や複数年契約などの発注単位の見直し等を行うことで、民間企業が参入しやすい環境作りに取り組んできたところであり、令和4年度は、事業全体の1者応札者の割合も減少していた

が、令和5年度については、1者応札者の割合が増加している。

また、令和4年度に追加されている事業促進型については、1者応札に至つては、令和5年度については、1者応札者の割合が減少している。

このことから、事業全体の1者応札者について課題が認められた。

#### (6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考える。

令和5年5月26日  
農林水産省

## 「国営土地改良事業等における現場技術業務」の実施状況について

### 1 概要

#### (1) 事業の概要

公共サービス改革基本方針（令和2年7月7日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「国営土地改良事業等における現場技術業務」については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）の規定に基づき、平成3年度から複数年の契約期間で以下のとおり民間競争入札を実施している。

現場技術業務は、業務発注担当部署（地方農政局又は事業所等。）ごとに発注される国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保及び事業促進に資することを目的とする業務である。

#### (2) 対象業務

現場技術業務	67件	(令和3年度)	35件	2ヶ年	32件	3ヶ年	3件)
		(令和4年度)	13件	2ヶ年	12件	3ヶ年	1件)
		(令和5年度)	19件	2ヶ年	17件	3ヶ年	2件)

#### (3) 受託事業者

各事業箇所における受託事業者（契約者）については「別紙1」のとおりである。

#### (4) 確保すべき公共サービスの質

確保されるべき対象公共サービスの質と達成水準のモニタリング方法については、「別紙2」のとおりであり、業務成績評定に反映することにより評価するものとする。

### 2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

#### (1) 対象公共サービスの質についての達成状況

「別紙1」のとおり、令和2年度に実施した現場技術業務の平均業務成績評定点と、公共サービス改革法による契約手続きを行った評価対象業務の平均業務成績評定点を比較し、その結果を考察することにより評価した。

令和4年度に完了した評価対象業務の平均業務成績評定点は、民間競争入札導入前の令和2年度業務の平均業務成績評定点と比較し、概ね同等の結果であった。

また、現在、継続している対象業務についても特段の問題は報告されていないことから、各受託事業者が業務内容、仕様書等を踏まえ、適切に業務が実施されたものと考えている。

なお、すべての評価対象業務は、実施要項において実績と認められる業務成績60点以上であったことから、発注者が求める業務品質は確保されているものと考える。

#### ■年度別平均業務成績評定点

対象	令和2年度	令和3年度	備考
監督支援型	78.1点/143件	77.8点/31件	令和3年度4件について は、業務は継続中
事業促進型	—	—	
計	78.1点/143件	77.8点/31件	

### 3 実施経費についての評価

本業務は、それぞれの業務毎に実施内容、業務量、実施期間等が異なるため、公共サービス改革法の対象事業と従前事業の経費を直接比較することは技術的に困難であることから、競争性の観点については平均応札者数及び1者応札の割合の推移により、経費削減の観点については平均落札率の推移により評価を行うこととした。

#### (1) 1者応札割合の推移

対象業務全体の1者応札の割合は、民間競争入札実施前の令和2年度と比較して、令和3年度、令和4年度共に減少しているが、令和5年度については、増加している。また、令和4年度に追加した事業促進型については、令和4年度はと比較して令和5年度減少している。

#### ■年度別1者応札割合の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監督支援型	104件/143件 (72.7%)	22件/35件 (62.9%)	1件/11件 (9.1%)	10件/15件 (66.6%)
事業促進型	—	—	2件/2件 (100%)	1件/4件 (25.0%)
計	104件/143件 (72.7%)	22件/35件 (62.9%)	3件/13件 (23.1%)	11件/19件 (57.9%)

#### (2) 平均落札率の推移

対象業務全体の平均落札率は、民間競争入札実施前の令和2年度と比較して、令和3年度は増加しているが、令和4年度は減少しており、令和5年度については、令和4年度と比較して、増加している。

#### ■年度別平均落札率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監督支援型	92.9%	93.8%	90.9%	92.3%
事業促進型	—	—	88.8%	86.5%
計	92.9%	93.8%	90.6%	91.1%

## 4 アンケート調査結果について

令和3年度から令和5年度に現場技術業務を受注した契約者に対して、アンケート調査を行った。

### (1) 複数年契約についての意見

- ・複数年契約により現場技術員の事業に対する習熟度が上がり、成果の品質向上につながる。また、監督員との信頼関係が緊密になり業務を効率的に推進できている。
- ・現場技術員の労務管理等が効率的に行うことができる。
- ・複数年となることで、現場技術員の確保がしやすく、会社にとっても経営上の安定が図れる。

### (2) 複数年度契約における経費削減

- ・業務で使用するパソコンや複合機等の搬入・搬出費用の削減。
- ・契約手続き（申請書及び技術提案等の作成等）に係る作業の削減。
- ・現場技術員の宿舎等の借用、解約等の手続が容易で初期費用の削減。
- ・現場技術業務で使用するシステムやインターネットの契約費用が単年契約よりも複数年契約の方が安価となるための経費の削減。
- ・現場技術員の研修等にかかる費用。

## 5まとめ

### (1) 評価の総括

「国営土地改良事業等における現場技術業務」の実施において、評価に用いた令和4年度に完了した対象業務の平均業務成績評定点は、民間競争入札実施前と概ね同等であったことから、確保されるべき対象公共サービスの質は、十分確保されているものと考えられる。

競争性確保の観点については、これまで、入札参加要件の緩和や複数年契約などの発注単位の見直し等を行うことで、民間企業が参入しやすい環境作りに取り組んできたところであり、令和2年度と比較すると1者応札者の割合も減少している。加えて経費削減の観点についても、落札率が減少しており、経費削減の効果が見られる。

また、アンケート結果から、入札参加要件の緩和や複数年契約などの発注単位の見直し等についての取組について評価されており、複数年度の契約にすることにより、職場環境に係る経費等の経費について削減が可能となるとの意見があり、経費削減が図られていると考えられる。

### (2) 今後の方針

以上のとおり、令和3年度から令和5年度の1社応札の割合の推移から競争性確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

また、「国営土地改良事業等における現場技術業務」の受注者を対象としたアンケート調査結果より、入札要件の緩和や業務内容の明確化についての意見が提出されており、引き続き、入札要件設定の緩和や業務内容の明確化などの改善を図っていく必要がある。

## 現場技術業務一覧表(令和2年度から令和5年度)

契約年度	局名	事業所名	業務名	履行期間	日数	設計金額	当初契約金額	落札率	応札者数	請負業者	成績評定
R2	東北農政局	旭川農業水利事業所	旭川地区現場調査推進技術業務	R2.5.13 ~ R3.3.25	317	30,052,000	28,556,000	95.0%	1	秋田県土地改良事業団体連合会	77
R2	東北農政局	河南二期農業水利事業所	河南二期地区現場調査推進技術業務	R2.4.9 ~ R3.3.19	345	19,745,000	18,568,000	94.0%	1	日本振興(株)	79
R2	東北農政局	会津南部農業水利事業所	富川幹線用水路他現場技術業務	R2.4.13 ~ R3.3.19	341	37,312,000	35,035,000	93.9%	1	日本振興(株)	80
R2	東北農政局	岩手山麓農業水利事業所	導水路他現場調査推進技術(その4)業務	R2.4.8 ~ R3.3.26	353	49,918,000	46,816,000	93.8%	1	日本振興(株)	75
R2	東北農政局	岩手山麓農業水利事業所	岩洞ダム他現場調査推進技術(その6)業務	R2.4.8 ~ R3.3.26	353	16,687,000	15,664,000	93.9%	1	日本振興(株)	75
R2	東北農政局	最上川下流左岸農業水利事業所	中央排水機場建設工事他現場技術業務	R2.4.24 ~ R3.3.19	330	31,196,000	29,293,000	93.9%	1	日本振興(株)	79
R2	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所	新鶴子ダム他事業推進現場技術業務	R2.12.18 ~ R3.3.19	92	8,701,000	8,173,000	93.9%	1	日本振興(株)	79
R2	東北農政局	赤川農業水利事業所	赤川揚水機場他現場技術業務	R2.4.9 ~ R3.3.26	352	19,217,000	18,183,000	94.6%	1	日本振興(株)	81
R2	東北農政局	仙台東土地改良建設事業所	仙台東地区現場調査推進技術業務	R2.4.2 ~ R2.12.23	266	49,434,000	46,453,000	94.0%	1	日本振興(株)	82
R2	東北農政局	津軽土地改良建設事務所	小田川ダム他現場調査推進技術業務	R2.4.15 ~ R3.3.19	339	32,725,000	30,954,000	94.6%	1	青森県土地改良事業団体連合会	83
R2	東北農政局	津軽土地改良建設事務所	芦野揚水機場他現場調査推進技術業務	R2.4.15 ~ R3.3.26	346	36,630,000	35,244,000	96.2%	1	青森県土地改良事業団体連合会	80
R2	東北農政局	津軽土地改良建設事務所	芦野頭首工現場調査推進技術業務	R2.4.15 ~ R3.3.26	346	16,808,000	16,544,000	98.4%	1	青森県土地改良事業団体連合会	81
R2	東北農政局	田沢二期農業水利事業所	田沢二期地区現場技術推進調査業務	R2.4.10 ~ R3.3.19	344	28,303,000	26,664,000	94.2%	1	秋田県土地改良事業団体連合会	80
R2	東北農政局	農村振興部	南相馬市小高区農地・農業用施設災害復旧発注者支援業務	R2.4.7 ~ R3.3.26	354	62,700,000	58,927,000	94.0%	1	日本振興(株)	79
R2	東北農政局	農村振興部	浪江町農地・農業用施設災害復旧発注者支援業務	R2.4.7 ~ R3.3.26	354	63,052,000	59,257,000	94.0%	1	日本振興(株)	79
R2	東北農政局	農村振興部	請戸川特別災害復旧事業・南相馬特定災害復旧事業 現場技術業務	R2.4.8 ~ R3.3.24	351	45,826,000	42,669,000	93.1%	1	日本振興(株)	81
R2	東北農政局	農村振興部	双葉町農業用施設他災害復旧発注者支援業務	R2.6.5 ~ R3.3.26	295	20,955,000	20,680,000	98.7%	1	日本振興(株)	79
R2	東北農政局	平川二期農業水利事業所	平川二期地区現場調査推進技術業務	R2.5.1 ~ R3.3.25	329	16,159,000	15,675,000	97.0%	1	青森県土地改良事業団体連合会	80
R2	東北農政局	北奥羽土地改良調査管理事務所	浪岡川地区他現場調査推進技術業務	R2.4.23 ~ R3.3.25	337	16,346,000	15,334,000	93.8%	1	日本振興(株)	80
R2	東北農政局	北上土地改良調査管理事務所	盛岡南部地区現場技術業務	R2.4.3 ~ R3.3.16	348	16,489,000	16,445,000	99.7%	1	NTCコンサルタンツ(株)	76
R2	東北農政局	北上土地改良調査管理事務所	東石川沿岸地区現場技術業務	R2.4.3 ~ R3.3.16	348	16,489,000	16,445,000	99.7%	1	NTCコンサルタンツ(株)	76
R2	東北農政局	和賀中央農業水利事業所	上堰幹線用水路他現場調査推進技術業務	R2.4.1 ~ R3.3.30	364	48,521,000	46,046,000	94.9%	1	日本振興(株)	78
R2	東北農政局	和賀中央農業水利事業所	石羽根取水口他現場調査推進技術業務	R2.4.1 ~ R3.3.30	364	34,441,000	34,320,000	99.6%	1	NTCコンサルタンツ(株)	79
R2	東北農政局	和賀中央農業水利事業所	豊沢ダム取水施設製作据付工事他現場調査推進技術業務	R2.4.1 ~ R3.3.30	364	34,683,000	32,890,000	94.8%	1	日本振興(株)	79
R2	東北農政局	平鹿平野農業水利事業所	皆瀬3号幹線用水路工事他推進技術業務	R2.4.22 ~ R3.3.25	338	49,291,000	46,805,000	95.0%	1	秋田県土地改良事業団体連合会	81
R2	関東農政局	茨城中部農地整備事業所	現場技術その1業務	R2.4.3 ~ R3.3.19	351	17,578,000	14,300,000	81.4%	1	(株)サンテックインターナショナル	73
R2	関東農政局	印旛沼二期農業水利事業所	現場技術その1業務	R2.4.3 ~ R3.3.19	351	36,322,000	30,800,000	84.8%	2	(株)サンテックインターナショナル	77
R2	関東農政局	印旛沼二期農業水利事業所	現場技術その2業務	R2.4.3 ~ R3.3.19	351	36,322,000	29,788,000	82.0%	3	日本振興(株)	77
R2	関東農政局	印旛沼二期農業水利事業所	現場技術その3業務	R2.4.3 ~ R3.3.19	351	18,337,000	14,960,000	81.6%	3	(株)トップライズ	77
R2	関東農政局	荒川中部農業水利事業所	現場技術その1業務	R2.4.2 ~ R3.3.29	362	18,161,000	16,621,000	91.5%	1	日本振興(株)	77
R2	関東農政局	荒川中部農業水利事業所	花園揚水機場改修工事施工管理他業務	R2.4.2 ~ R4.7.7	827	41,888,000	38,390,000	91.6%	1	日本振興(株)	77
R2	関東農政局	三方原用水二期農業水利事業所	現場技術業務(その1)	R2.4.9 ~ R3.3.26	352	32,945,000	27,500,000	83.5%	2	(株)ティーネットジャパン	73
R2	関東農政局	三方原用水二期農業水利事業所	現場技術業務(その2)	R2.4.24 ~ R3.3.26	337	31,526,000	27,500,000	87.2%	1	(株)ティーネットジャパン	73
R2	関東農政局	西関東土地改良調査管理事務所	現場技術業務	R2.4.3 ~ R3.3.19	351	17,644,000	16,368,000	92.8%	1	日本振興(株)	81
R2	関東農政局	西関東土地改良調査管理事務所	現場技術業務	R2.4.3 ~ R3.3.12	344	20,196,000	16,280,000	80.6%	2	技建開発(株)	78
R3	関東農政局	西関東土地改良調査管理事務所	現場技術業務	R3.3.23 ~ R4.2.22	337	16,973,000	15,730,000	92.7%	1	日本振興(株)	83
R3	関東農政局	西関東土地改良調査管理事務所	現場技術その2業務	R3.3.23 ~ R4.3.10	353	20,713,000	17,050,000	82.3%	1	技建開発(株)	78
R2	関東農政局	土地改良技術事務所	現場技術業務	R2.4.13 ~ R3.3.24	346	16,115,000	13,189,000	81.8%	2	日本振興(株)	65
R2	関東農政局	栃木南部農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.1 ~ R3.3.26	360	17,259,000	13,849,000	80.2%	2	(株)サンテックインターナショナル	82
R3	関東農政局	栃木南部農業水利事業所	現場技術その2業務	R3.3.22 ~ R4.3.18	362	35,959,000	32,648,000	90.8%	2	日本振興(株)	81
R2	関東農政局	那珂川沿岸農業水利事業所	現場技術その1業務	R2.4.8 ~ R3.3.22	349	18,469,000	17,490,000	94.7%	1	日本振興(株)	74
R2	関東農政局	那珂川沿岸農業水利事業所	現場技術その2業務	R2.4.8 ~ R3.3.22	349	18,469,000	17,490,000	94.7%	1	日本振興(株)	74
R2	関東農政局	北総中央農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.2 ~ R3.3.5	338	17,292,000	16,500,000	95.4%	1	(株)サンテックインターナショナル	76
R2	関東農政局	利根川水系土地改良調査管理事務所	現場技術業務	R2.4.2 ~ R3.3.19	352	17,028,000	13,915,000	81.7%	2	(株)サンテックインターナショナル	79
R2	関東農政局	利根川水系土地改良調査管理事務所	現場技術業務	R2.4.9 ~ R3.3.26	352	17,303,000	16,940,000	97.9%	1	(株)カイハツ	78
R2	関東農政局	利根川水系土地改良調査管理事務所	現場技術業務	R2.4.9 ~ R3.3.26	352	17,743,000	17,050,000	96.1%	1	(株)サンテックインターナショナル	77
R2	北陸農政局	加治川二期農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	33,671,000	28,050,000	83.3%	2	技建開発(株)	80
R2	北陸農政局	加治川二期農業水利事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	33,715,000	28,325,000	84.0%	1	(株)トップライズ	80
R2	北陸農政局	加治川二期農業水利事業所	現場技術(その3)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	17,160,000	14,520,000	84.6%	2	(株)サンテックインターナショナル	78
R2	北陸農政局	加治川二期農業水利事業所	現場技術(その4)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	17,193,000	14,300,000	83.2%	2	(株)新栄技術	80
R2	北陸農政局	加治川二期農業水利事業所	松岡ため池施工管理他(その3)業務	R2.7.1 ~ R3.3.19	262	20,306,000	20,185,000	99.4%	1	NTCコンサルタンツ(株)	78
R2	北陸農政局	河北潟周辺農地防災事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.2 ~ R3.3.19	352	17,402,000	14,300,000	82.2%	4	技建開発(株)	84
R2	北陸農政局	河北潟									

契約年度	局名	事業所名	業務名	履行期間	日数	設計金額	当初契約金額	落札率	応札者数	請負業者	成績評定
R2	近畿農政局	亀岡中部農地整備事業所	令和元年度亀岡中部農地整備事業 現場技術その1業務	R2.4.22 ~ R3.3.23	336	34,188,000	32,450,000	94.9%	1	サンスイコンサルタント(株)	76
R2	近畿農政局	亀岡中部農地整備事業所	令和元年度亀岡中部農地整備事業 現場技術その2業務	R2.4.22 ~ R3.3.23	336	34,188,000	32,340,000	94.6%	1	キタイ設計(株)	76
R2	近畿農政局	湖東平野農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.2 ~ R3.3.29	362	36,993,000	34,760,000	94.0%	1	キタイ設計(株)	82
R2	近畿農政局	東播用水二期農業水利事業所	中央幹線水路(2号トンネル他)改修工事施工監理他業務	R2.4.2 ~ R4.3.2	700	74,833,000	73,700,000	98.5%	1	NTCコンサルタンツ(株)	74
R2	近畿農政局	東播用水二期農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.2 ~ R3.3.17	350	37,048,000	36,630,000	98.9%	1	(株)チェリーコンサルタント	77
R2	近畿農政局	和歌山平野農地防災事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.2 ~ R3.3.26	359	34,793,000	34,100,000	98.0%	1	NTCコンサルタンツ(株)	73
R2	近畿農政局	和歌山平野農地防災事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.2 ~ R3.3.26	359	34,793,000	34,100,000	98.0%	1	NTCコンサルタンツ(株)	71
R2	近畿農政局	和歌山平野農地防災事業所	現場技術(その3)業務	R2.4.2 ~ R3.3.26	359	17,754,000	17,600,000	99.1%	2	(株)ティーネットジャパン	71
R2	中国四国農政局	岡山南土地改良建設事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.11 ~ R3.3.21	345	16,676,000	15,950,000	95.6%	2	(株)カイハツ	73
R2	中国四国農政局	岡山南土地改良建設事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.11 ~ R3.3.21	345	16,676,000	15,950,000	95.6%	2	(株)カイハツ	78
R2	中国四国農政局	吉井川農業水利事業所	吉井川農業水利事業 現場技術業務	R2.4.4 ~ R3.3.19	350	35,024,000	34,540,000	98.6%	1	(株)カイハツ	85
R2	中国四国農政局	香川用水二期農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	17,677,000	17,270,000	97.7%	1	(株)チェリーコンサルタント	78
R2	中国四国農政局	香川用水二期農業水利事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	17,677,000	17,325,000	98.0%	1	(株)カイハツ	80
R2	中国四国農政局	香川用水二期農業水利事業所	現場技術(その3)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	17,677,000	17,270,000	97.7%	1	(株)チェリーコンサルタント	79
R2	中国四国農政局	香川用水二期農業水利事業所	現場技術(その4)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	17,677,000	17,325,000	98.0%	1	(株)カイハツ	80
R2	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その1)業務	R2.4.7 ~ R3.3.12	340	17,237,000	16,885,000	98.0%	1	(株)カイハツ	79
R2	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その2)業務	R2.4.7 ~ R3.3.12	340	17,237,000	16,885,000	98.0%	1	(株)カイハツ	80
R2	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その3)業務	R2.4.7 ~ R3.3.12	340	17,237,000	16,885,000	98.0%	1	(株)チェリーコンサルタント	80
R2	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その4)業務	R2.4.10 ~ R3.3.15	340	17,237,000	16,335,000	94.8%	1	(株)松本コンサルタント	81
R2	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術業務	R2.4.23 ~ R3.2.26	310	15,675,000	14,905,000	95.1%	1	(株)松本コンサルタント	79
R2	中国四国農政局	寺間支所	現場技術業務	R2.4.25 ~ R3.3.25	335	17,512,000	14,850,000	84.8%	1	(株)サンテックインターナショナル	79
R2	中国四国農政局	宍道湖西岸農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.20 ~ R3.3.15	330	16,577,000	16,170,000	97.5%	1	(株)カイハツ	78
R2	中国四国農政局	宍道湖西岸農地整備事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.20 ~ R3.3.15	330	16,577,000	16,170,000	97.5%	1	(株)カイハツ	75
R2	中国四国農政局	小阪部川支所	現場技術(その1)業務	R2.4.11 ~ R3.3.6	330	17,424,000	16,940,000	97.2%	1	新光技術開発(株)	77
R2	中国四国農政局	小阪部川支所	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業(小阪部川地区)現場技術(その2)業務	R2.4.11 ~ R3.1.25	290	15,257,000	14,960,000	98.1%	1	(株)カイハツ	79
R2	中国四国農政局	中国土地改良調査管理事務所	現場技術(その1)業務	R2.4.7 ~ R2.11.22	230	11,704,000	11,440,000	97.7%	1	(株)カイハツ	81
R2	中国四国農政局	中国土地改良調査管理事務所	現場技術(その2)業務	R2.4.7 ~ R2.11.22	230	11,660,000	11,440,000	98.1%	1	(株)カイハツ	83
R2	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.3 ~ R3.3.23	355	18,557,000	18,150,000	97.8%	1	(株)チェリーコンサルタント	82
R2	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その4)業務	R2.4.15 ~ R3.3.10	330	17,105,000	16,720,000	97.7%	1	(株)チェリーコンサルタント	76
R2	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その5)業務	R2.5.20 ~ R3.3.20	305	15,807,000	15,510,000	98.1%	1	(株)チェリーコンサルタント	76
R2	中国四国農政局	那賀川農地防災事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	18,370,000	18,040,000	98.2%	1	(株)チェリーコンサルタント	80
R2	中国四国農政局	那賀川農地防災事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	18,370,000	18,040,000	98.2%	1	(株)カイハツ	82
R2	中国四国農政局	那賀川農地防災事業所	現場技術(その3)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	18,370,000	18,040,000	98.2%	1	(株)カイハツ	79
R2	中国四国農政局	那賀川農地防災事業所	現場技術(その4)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	18,370,000	17,380,000	94.6%	2	内外エンジニアリング(株)	76
R2	中国四国農政局	那賀川農地防災事業所	現場技術(その5)業務	R2.4.7 ~ R3.3.22	350	18,370,000	17,160,000	93.4%	2	(株)松本コンサルタント	80
R2	中国四国農政局	南周防農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	18,612,000	18,238,000	98.0%	1	(株)カイハツ	79
R2	中国四国農政局	南周防農地整備事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	18,612,000	17,600,000	94.6%	1	(株)サンテックインターナショナル	83
R2	中国四国農政局	南周防農地整備事業所	現場技術(その3)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	18,612,000	18,238,000	98.0%	1	(株)カイハツ	80
R2	中国四国農政局	南周防農地整備事業所	現場技術(その4)業務	R2.4.8 ~ R3.3.18	345	18,612,000	16,170,000	86.9%	1	山口県土地改良事業団体連合会	83
R2	中国四国農政局	南予用水支所	現場技術業務	R2.4.17 ~ R3.3.17	335	17,270,000	16,940,000	98.1%	1	(株)カイハツ	79
R2	九州農政局	駅館川農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.1 ~ R3.3.16	350	40,051,000	37,070,000	92.6%	1	(株)日設コンサルタント	80
R2	九州農政局	駅館川農地整備事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.1 ~ R3.3.16	350	22,495,000	20,570,000	91.4%	1	(株)日設コンサルタント	80
R2	九州農政局	沖永良部農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.20 ~ R3.3.10	325	20,218,000	19,580,000	96.8%	1	NTCコンサルタンツ(株)	80
R2	九州農政局	宮崎中部農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.1 ~ R3.3.22	356	16,852,000	15,400,000	91.4%	1	(株)コバルト技建	79
R2	九州農政局	宮崎中部農業水利事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.1 ~ R3.3.22	356	16,830,000	13,640,000	81.0%	1	(株)国土開発コンサルタント	79
R2	九州農政局	宮崎中部農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.1 ~ R3.3.22	356	16,830,000	13,530,000	80.4%	2	(株)国土開発コンサルタント	79
R2	九州農政局	宮崎中部農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.1 ~ R3.3.22	356	16,852,000	14,080,000	83.6%	2	(株)コバルト技建	79
R2	九州農政局	玉名横島海岸保全事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.1 ~ R3.3.16	350	33,077,000	31,988,000	96.7%	1	(株)高崎総合コンサルタント	75
R2	九州農政局	玉名横島海岸保全事業所	現場技術(その2)業務	R2.4.1 ~ R3.3.16	350	32,956,000	31,350,000	95.1%	1	(株)技術開発コンサルタント	75
R2	九州農政局	鹿児島支所	現場技術業務	R2.4.6 ~ R3.3.16	345	18,524,000	18,260,000	98.6%	1	(株)サタコンサルタンツ	76
R2	九州農政局	西国東海岸保全事業所	現場技術業務	R2.4.6 ~ R3.3.17	346	34,804,000	33,000,000	94.8%	1	(株)久栄綜合コンサルタント	74
R2	九州農政局	川辺川農業水利事業所	現場技術業務	R2.4.3 ~ R3.3.18	350	49,885,000	48,400,000	97.0%	1	(株)コバルト技建	80
R2	九州農政局	筑後川下流右岸農地防災事業所	現場技術(その1)業務	R2.4.6 ~ R3.3.29	358	20,251,000	19,250,000	95.1%	1	(株)チェリーコンサルタント	78

契約年度	局名	事業所名	業務名	履行期間	日数	設計金額	当初契約金額	落札率	応札者数	請負業者	成績評定
R3	東北農政局	平鹿平野農業水利事業所	吉田幹線排水路他工事現場技術業務	R3.4.8 ~ R5.3.24	716	102,487,000	97,361,000	95.0%	1	秋田県土地改良事業団体連合会	77
R3	東北農政局	和賀中央農業水利事業所	豊川目導水路系統配水槽場内整備その他工事他現場技術業務	R3.4.5 ~ R5.3.15	710	68,750,000	68,200,000	99.2%	1	NTCコンサルタント(株)	79
R3	関東農政局	印旛沼二期農業水利事業所	現場技術その3業務	R3.6.16 ~ R5.3.23	646	35,827,000	28,600,000	79.8%	3	(株)サンテックインターナショナル	76
R3	北陸農政局	加治川二期農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.8 ~ R5.2.1	665	34,969,000	29,040,000	83.0%	2	(株)新栄技術	80
R3	北陸農政局	加治川二期農業水利事業所	現場技術(その2)業務	R3.4.8 ~ R5.2.1	665	34,892,000	29,590,000	84.8%	2	(株)サンテックインターナショナル	80
R3	北陸農政局	河北潟周辺農地防災事業所	現場技術(その3)業務	R3.4.13 ~ R5.3.17	704	36,575,000	30,250,000	82.7%	3	技建開発(株)	77
R3	北陸農政局	射水平野支所	射水平野地区現場技術業務	R3.4.13 ~ R5.3.13	700	33,880,000	29,260,000	86.4%	1	日本振興(株)	80
R3	北陸農政局	新川流域農業水利事業所	現場技術その1業務	R3.4.2 ~ R5.3.17	715	36,707,000	29,040,000	79.1%	3	(株)トップライズ	72
R3	北陸農政局	新川流域農業水利事業所	現場技術その2業務	R3.4.2 ~ R5.3.17	715	36,707,000	29,040,000	79.1%	1	(株)トップライズ	74
R3	北陸農政局	西北陸土地改良調査管理事務所	手取川国営施設応急対策事業 手取川地区現場技術業務	R3.8.10 ~ R5.2.28	568	27,863,000	23,760,000	85.3%	2	(株)ティーネットジャパン	76
R3	東海農政局	新濃尾農地防災事業所	新濃尾(二期)農地防災事業 現場技術その1業務	R3.4.7 ~ R5.12.15	983	48,620,000	46,200,000	95.0%	1	(株)ティーネットジャパン	
R3	東海農政局	新濃尾農地防災事業所	新濃尾(二期)農地防災事業 現場技術その2業務	R3.4.7 ~ R5.12.15	983	48,620,000	46,200,000	95.0%	1	若鈴コンサルタンツ(株)	
R3	東海農政局	新濃尾農地防災事業所	新濃尾(二期)農地防災事業 現場技術その3業務	R3.4.7 ~ R5.12.15	983	48,554,000	46,200,000	95.2%	1	キタイ設計(株)	
R3	近畿農政局	和歌山平野農地防災事業所	現場技術業務	R3.4.6 ~ R5.3.27	721	78,672,000	77,330,000	98.3%	1	NTCコンサルタンツ(株)	74
R3	中国四国農政局	香川用水二期農業水利事業所	現場技術業務	R3.4.3 ~ R5.3.13	710	36,278,000	35,530,000	97.9%	1	(株)チェリーコンサルタント	80
R3	中国四国農政局	香川用水二期農業水利事業所	現場技術(その2)業務	R3.4.3 ~ R5.3.13	710	36,278,000	35,640,000	98.2%	1	(株)カイハツ	78
R3	中国四国農政局	高知南国農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.10 ~ R5.3.15	705	36,542,000	30,360,000	83.1%	4	(株)カイハツ	75
R3	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その1)業務	R3.4.13 ~ R5.3.28	715	36,619,000	35,970,000	98.2%	1	(株)カイハツ	76
R3	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その2)業務	R3.4.8 ~ R5.3.23	715	36,619,000	35,970,000	98.2%	1	(株)カイハツ	77
R3	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その3)業務	R3.4.13 ~ R5.3.28	715	36,619,000	35,860,000	97.9%	1	(株)チェリーコンサルタント	80
R3	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その4)業務	R3.4.3 ~ R5.3.18	715	36,619,000	35,200,000	96.1%	1	(株)松本コンサルタント	81
R3	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所	現場技術(その5)業務	R3.4.3 ~ R5.3.18	715	36,619,000	33,000,000	90.1%	1	(株)松本コンサルタント	81
R3	中国四国農政局	宍道湖西岸農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.14 ~ R5.3.24	710	36,619,000	35,860,000	97.9%	2	(株)カイハツ	78
R3	中国四国農政局	宍道湖西岸農地整備事業所	現場技術(その2)業務	R3.4.14 ~ R5.3.24	710	36,619,000	35,860,000	97.9%	2	(株)カイハツ	78
R3	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.7 ~ R5.3.17	710	37,367,000	36,630,000	98.0%	1	(株)チェリーコンサルタント	79
R3	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その2)業務	R3.4.7 ~ R5.3.17	710	37,367,000	36,630,000	98.0%	1	(株)チェリーコンサルタント	78
R3	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その3)業務	R3.4.7 ~ R5.3.17	710	37,367,000	36,630,000	98.0%	1	(株)チェリーコンサルタント	78
R3	中国四国農政局	那賀川農地防災事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.8 ~ R5.3.23	715	37,675,000	36,300,000	96.4%	2	内外エンジニアリング(株)	76
R3	中国四国農政局	南周防農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.9 ~ R5.3.14	705	38,533,000	37,730,000	97.9%	1	(株)カイハツ	80
R3	中国四国農政局	南周防農地整備事業所	現場技術(その2)業務	R3.4.9 ~ R5.3.14	705	38,533,000	36,300,000	94.2%	1	(株)サンテックインターナショナル	82
R3	中国四国農政局	南周防農地整備事業所	現場技術(その3)業務	R3.4.9 ~ R5.3.14	705	38,533,000	37,730,000	97.9%	1	(株)カイハツ	80
R3	中国四国農政局	南予用水支所	現場技術(その2)業務	R3.4.13 ~ R5.3.13	700	36,234,000	35,860,000	99.0%	1	(株)カイハツ	79
R3	九州農政局	西国東海岸保全事業所	現場技術業務	R3.4.8 ~ R5.3.22	714	72,534,000	68,200,000	94.0%	2	久栄綜合コンサルタント	75
R3	沖縄総合事務局	宮古伊良部農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.5 ~ R5.3.13	708	44,341,000	43,340,000	97.7%	2	NTCコンサルタンツ(株)	76
R3	沖縄総合事務局	石垣島農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R3.4.5 ~ R5.5.22	778	79,849,000	76,868,000	96.3%	2	(株)サンテックインターナショナル	
R4	東北農政局	津軽土地改良建設事務所	中泉幹線排水路他工事現場技術業務	R4.4.6 ~ R7.3.25	1085	116,237,000	98,956,000	85.1%	2	青森県土地改良事業団体連合会	
R4	北陸農政局	関川用水土地改良建設事業所	現場技術(その2)業務	R4.4.13 ~ R5.12.15	612	30,910,000	25,113,000	81.2%	2	トッ普ライズ	
R4	北陸農政局	新川流域農業水利事業所	現場技術その3業務	R4.4.4 ~ R6.3.15	712	35,827,000	28,820,000	80.4%	2	国土開発センター	
R4	北陸農政局	新川流域農業水利事業所	現場技術その4業務	R4.4.4 ~ R6.3.15	712	35,904,000	28,820,000	80.3%	2	日本振興(株)	
R4	中国四国農政局	吉野川北岸二期農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R4.4.5 ~ R6.3.14	710	39,787,000	37,840,000	95.1%	2	(株)松本コンサルタント	
R4	中国四国農政局	吉野川北岸二期農業水利事業所	現場技術(その2)業務	R4.4.5 ~ R6.3.14	710	39,787,000	38,830,000	97.6%	2	(株)カイハツ	
R4	中国四国農政局	高知南国農地整備事業所	現場技術業務	R4.4.6 ~ R6.2.19	685	34,705,000	33,660,000	97.0%	1	(株)カイハツ	
R4	中国四国農政局	宍道湖西岸農地整備事業所	現場技術(その3)業務	R4.4.13 ~ R6.3.22	710	35,200,000	34,320,000	97.5%	2	(株)カイハツ	
R4	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R4.4.13 ~ R6.3.22	710	36,036,000	34,650,000	96.2%	2	日本振興(株)	
R4	中国四国農政局	道前平野農地整備事業所	現場技術(その2)業務	R4.4.13 ~ R6.3.22	710	36,036,000	35,200,000	97.7%	2	(株)カイハツ	
R4	九州農政局	宇城農地整備事業所	宇城農地整備事業 現場技術(その1)業務	R4.8.25 ~ R5.12.7	470	40,931,000	39,600,000	96.7%	1	有明測量開発社	
R4	九州農政局	八代平野農業水利事業所	現場技術(その1)業務	R4.5.9 ~ R5.11.30	571	45,815,000	37,400,000	81.6%	1	有明測量開発社	
R4	沖縄総合事務局	石垣島農業水利事業所	現場技術(その2)業務	R4.4.5 ~ R6.3.8	704	79,618,000	76,450,000	96.0%	2	沖縄NTC(株)	
R5	関東農政局	手賀沼農地防災事業所	現場技術その1業務	R5.4.7 ~ R8.3.23	1082	56,980,000	47,740,000	83.8%	3	日本振興(株)	
R5	北陸農政局	河北潟周辺農地防災事業所	現場技術(その5)業務	R5.4.13 ~ R7.3.21	709	36,113,000	31,900,000	88.3%	1	技建開発(株)	
R5	北陸農政局	河北潟周辺農地防災事業所	現場技術(その6)業務	R5.4.13 ~ R7.3.21	709	36,113,000	29,480,000	81.6%	2	日本振興(株)	
R5	北陸農政局	新川流域農業水利事業所	現場技術その1業務	R5.4.4 ~ R7.3.14	711	35,893,000	28,897,000	80.5%	2	トッ普ライズ	
R5	北陸農政局	新川流域農業水利事業所	現場技術その2業務	R5.4.4 ~ R7.3.14	711	35,904,000	28,897,000	80.5%	2	トッ普ライズ	
R5	北陸農政局	水橋農地整備事業所	現場技術(その1)業務	R5.4.20 ~ R7.3.21							

## 1-2 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施に当たり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

### 1-2-1 達成目標

#### (1) 監督支援型

##### ア 設計に関する業務

###### (ア) 設計及び工事の積算に関する資料等の作成

a 民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により設計及び工事の積算に必要な現地条件等の調査及び図面、その他の資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

b 民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

###### (イ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

##### イ 監督に関する業務

###### (ア) 施工計画の検討

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事受注者から提出された書類（施工計画書、報告書、各種データ、図面等）を検討し、その結果を監督職員に報告するものとする。

###### (イ) 工程管理の点検

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあれば、速やかに監督職員に報告するものとする。

###### (ウ) 出来形管理及び品質管理の確認

###### a 検測

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事の施工について設計図書に示す適正な出来形及び所定の品質を確保するために現地で検測を行い、その結果を遅延なく監督職員に報告するものとする。

###### b 出来形管理及び品質管理

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事受注者が土木工事施工管理基準等に基づく出来形管理及び品質管理を確実に履行しているか確認し、その結果を監督職員に報告するものとする。

###### (エ) 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成

###### a 設計図書と現地の不一致等

民間事業者は、業務遂行中に次の各号に掲げる事項又は、これに類する事項につき工事受注者から通知を受けたときは、遅延なく監督職員に報告するものとする。

(a) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。

(b) 設計図書の表示が明確でないこと。（図面と仕様書が交互符合しないこと及

び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)

(c) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。

(d) 予期することができない特別の状態が生じた場合。

(e) 工事を一時中止し、又打ち切る必要があると認められる場合。

b 設計変更等に関する資料

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、設計変更、工事完成検査又は既済部分検査等に必要な測量、測定又は資料等の作成を行うものとする。

(オ) 工事施工に関する資料等の作成

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事施工に必要な調査、測量、測定又は資料等の作成を行うものとする。

(カ) 工事施工に関する立会、観察、測定等

a 立会・観察、測定

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等の書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない工事等について、現場に立会、観察、測定し、設計図書に適合しない場合又は、工事受注者が工事契約の目的を達成するために当然施工しなければならないもので、実施されていない場合には、その結果を監督職員に報告するものとする。

b 材料検査

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、材料検査を実施し、次の各号に定める事項を付記してその結果を監督職員に報告するものとする。

(a) 検査年月日

(b) 品名、寸法等

(c) 検査数量

(d) 検査結果及び合格数量

(e) その他必要と認められる事項

c 工事検査の立会

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、請負工事に係わる工事検査に立会うものとする。

(キ) 工事の安全確保及び事故報告

a 工事の安全確保

民間事業者は、工事現場の安全点検を行い、安全対策に不備がある場合にはその状況を監督職員に報告するものとする。

b 事故報告

民間事業者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

(ク) 工事現場発生品の確認

民間事業者は、工事受注者の施工によって生じた現場発生品について監督職員との打合せや指示等により、工事受注者の提出する調書を照査して監督職員に報告す

るものとする。

(ヶ) 工事受注者に対する支給品等の確認

- a 民間事業者は、発注者が工事受注者に対して支給、又は貸与する物品について、監督職員との打合せや指示等により、その都度、受領書又は借用書を工事受注者から徴して、監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。
- b 民間事業者は、工事受注者から発注者に貸与品の返還があった場合に監督職員との打合せや指示等により、その都度、工事受注者から返還書を徴して監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。

(コ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

ウ 関係機関等との協議に関する業務

(ア) 関係機関等との協議に関する資料等の作成

- a 民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、地元及び関係機関等との協議・調整に必要な測量、調査又は資料等の作成を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、監督職員の指示により、監督職員が前項の協議等を行う際、随行するものとする。

(イ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

エ 事業実施に関する業務

(ア) 事業実施に関する資料等の作成

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、次の各号に定める事項について調査又は資料等の作成・整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

- a 設計・工事等の発注に係る契約図書の整理
- b 設計・工事等の発注に係る契約図書に必要な測量、調査又は資料等の作成
- c 事業計画変更に必要な調査又は資料等の作成
- d 事業再評価に必要な調査又は資料等の作成

(イ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

(2) 事業促進型

ア 調査・測量・設計業務等の調整等

(ア) 業務方針等の調整

民間事業者は、調査・測量・設計業務等受注者から提出される業務計画書等の確認を行い、確認した業務計画書及び確認結果を監督職員に報告するものとする。

(イ) 工程の把握及び調整

- a 民間事業者は、調査・測量・設計業務等の工程を把握するとともに、検査時期、業務成果品の引渡し時期を確認し、監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、予定工程が著しく遅れることが予想される測量・調査・設計業務等がある場合は、当該調査・測量・設計業務等受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。
- c 民間事業者は、調査・測量・設計業務等の進捗の遅れが、全体工程に対して著しく影響があると判断される場合は、その旨を監督職員に報告しなければならない。また、当該調査・測量・設計業務等受注者から事情を把握し、全体業務工程の最適化を図るための是正措置を提案するものとする。

(ウ) 調査・測量・設計業務等の助言

- a 民間事業者は、工事施工の観点から、調査・測量・設計業務等受注者に対し適切かつ的確な助言を行うものとする。
- b 民間事業者は、調査・測量・設計業務等が効率的、効果的に実施できるよう、調査・測量・設計業務等受注者に対し、適切かつ的確な助言を行うものとし、その内容について監督職員に報告するものとする。

(エ) 調査・測量・設計業務等の協議等

民間事業者は、調査・測量・設計業務等の契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議及び受理等に当たり、不明確な事項の確認や、対応案の作成が必要となる場合には、監督職員の指示により必要に応じて現場条件等を把握し、対応案を作成し監督職員に提出するものとする。

(オ) 調査・測量・設計業務成果内容の確認

- a 民間事業者は、調査・測量・設計業務成果について、成果の妥当性等の観点から業務内容の確認を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、調査・測量・設計業務等において行う工法・施工計画について、効率的、効果的な施工方法及び施工計画となるよう代替案、改善案について検討を行い、監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

(カ) 調査・測量・設計業務等の検査資料確認

民間事業者は、調査・測量・設計業務の契約図書により義務づけられた資料及び検査に必要な書類及び資料等について確認を行うものとする。また、業務完了検査に立会うものとする。

(キ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。

イ 工事に関する調整等

(ア) 施工方針等の調整

民間事業者は、工事の受注者から提出される施工計画書等の確認を行い、確認結果を監督職員に報告するものとする。確認の結果、工事の受注者に対して、施工計

画書の修正を指示すべき事項のうち、監督職員の承諾を得られた事項については、工事の受注者に、施工計画書の修正を指示するものとする。修正された施工計画書等は、再度確認を行い、確認結果を監督職員に報告するものとする。

(イ) 工程の把握及び調整

- a 民間事業者は、工事の工程を把握するとともに、検査時期、引渡し時期を確認し、監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、予定工程が著しく遅れることが予想される工事がある場合は、当該工事受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。

(ウ) 工事の助言

民間事業者は、施工が効率的、効果的に実施できるよう、工事受注者に対し、適切かつ的確な助言を行うものとし、その内容について監督職員に報告するものとする。

(エ) 工事の協議等

民間事業者は、工事の契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議及び受理等について、不明確な事項に対する確認や、対応案の検討が必要となった場合には、監督職員の指示により、必要に応じて現場条件等を把握し、対応案を作成し監督職員に提出するものとする。

(オ) 施工状況の確認

- a 民間事業者は、施工状況について、施工性、安全性等の観点から施工状況の確認を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、工法・施工計画について、効率的、効果的な施工方法及び施工計画となるよう代替案、改善案について検討を行い、監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、工事受注者に対し必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。
- c 民間事業者は、工事契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確認するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

(カ) 出来形管理及び品質管理の確認

民間事業者は、工事の契約図書に定められた工事の目的物の出来形及び品質規格（工程管理、出来形管理、品質管理、工事写真等）の確保の方針等について検証し、その内容について監督職員に報告するものとする。

(キ) 工事の検査資料確認

民間事業者は、工事の契約図書により義務づけられた資料及び、検査（中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（性質上可分の工事の完済部分検査を含む。）、完成検査）に必要な書類及び資料等について助言を行うものとする。また、監理業務受注者は、工事検査に立会うものとする。

(ク) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。

## ウ 地元関係者及び関係機関等との協議等

### (ア) 調査・測量・設計業務等の立入に関する地元説明

民間事業者は、調査・測量・設計業務等の実施に伴い、地元関係者の土地に立入る必要がある場合は、監督職員の指示により、当該地元関係者に対し土地立入について了解を得るものとする。

### (イ) 調査・測量・設計業務等に関する地元関係者との調整・協議

民間事業者は、地元関係者等から事業に関する苦情・要望等があった場合、その内容を確認し監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により当該関係者との協議を行うものとする。

### (ウ) 調査・測量・設計業務等に関する関係機関等との調整・協議

a 民間事業者は、設計等を実施する前に、関係機関と設計条件等の基本的事項を確認するものとし、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

b 民間事業者は、上記aに基づき実施した設計内容を確認する他、工事を施工する上で必要な設計の詳細内容及び設計施工協議の状況を確認するものとし、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

c 民間事業者は、関係機関等との速やかな調整・協議を図るものとする。

なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、遅延なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

d その他事業の推進に必要な調整・協議事項について、監督職員の指示により適切に処理するものとする。なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、延滞なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

### (エ) 工事に関する地元関係者との調整・協議

#### a 工事着手時等の立入に関する地元説明

民間事業者は、工事の実施に伴い、地元関係者の土地に立入る必要がある場合は、監督職員の指示により、当該地元関係者に対し土地立入について了解を得るものとする。

#### b 工事に関する地元関係者との調整・協議

民間事業者は、地元関係者から事業に関する苦情・要望があった場合、その内容を確認し監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により当該関係者との協議を行うものとする。

### (オ) 工事に関する関係機関等との調整・協議

a 民間事業者は、工事を実施する前に、関係機関等と設計協議事項を確認するものとし、その結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

b 民間事業者は、設計協議に基づき実施する工事内容を確認し、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

c 民間事業者は、早期の工事着手、完成を念頭におき、関係機関等との速やかな調整・協議を図るものとする。なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、遅延なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、工事受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議する。

(カ) 調整・協議に必要な資料の作成

民間事業者は、監督職員から指示があった場合には、地元関係者及び関係機関との協議資料を作成するものとする。

(キ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。